

企業別社会保険代行機関の可能性と限界
- 健康保険組合、厚生年金基金の役割と
社会保障改革 -

東洋大学

駒村康平

構成

- 1 . 問題意識 - 社会保障改革と企業別社会保険代行機関
- 2 . 健康保険組合と厚生年金基金の役割
 - (1) 社会保険の二重構造
 - (2) 社会保険代行機関としての健康保険組合と厚生年金基金の現状
- 3 . 日本型雇用慣行と社会保険代行機関
 - (1) 社会保険代行機関のメリット・デメリット
 - (2) 健康保険組合と厚生年金基金の可能性
- 4 . まとめ - 展望
 - (1) 代行機関から適用除外、被保険者の代理人へ
 - (2) 社会保険システムそのものの見直し
 - (3) 保険単位・保険者をどうするのか

問題意識 - 社会保障改革と企業別社会保険代行機関

1 . 社会保険料負担の予測

21%(2002年) 37% (2025年)

2 . 社会保障の横断的改革

3 . 年金中心型 (年金 5 : 医療 3 : その他 2)

4 . 現物・現役配慮型か

(年金 4 : 医療・介護 4 : 雇用・子育て他 2)

5 . 社会保険の仕組みの見直し

健康保険組合と厚生年金基金の役割

- 1 . 社会保険の二重構造 - 政府管掌保険・年金の
代行者としての健康保険組合、厚生年金基金
- 2 . 健康保険組合と厚生年金基金の歴史
日本的雇用慣行と平行して導入された健康保険
組合、厚生年金基金
- 3 . 健康保険組合と厚生年金基金の機能

健康保険組合と厚生年金基金の組織概要

	健康保険組合	厚生年金基金
根拠法	健康保険法1756組合	厚生年金法基金数1705基金
被保険者数	本人1518万人（家族1645万人）（被用者保険の46%）	1094万人（（厚生年金全体の35%） 受給権者数：378万人
設立要件	<p>常時300人以上の被保険者を使用する事業所は単独設立（実際の運営では700人以上）</p> <p>2つ以上の中小の事業主が共同して設立する場合（総合健康保険組合）については3000人以上 強制設立の規定あり</p>	<p>1つまた2つ以上の事業所によって単独設立できる。1基金の加入者は500人を下回ることができない</p> <p>単独設立以外に連合設立(800人以上)、総合設立（3000人以上）がある。</p>
労働者・労働組合との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合会への代表者選出 	<p>代議員への代表者選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立には2分の1以上の被保険者の同意が必要で、組織率3分の1以上の労働組合があればその同意も必要
意思決定機関	<p>組合会</p> <p>理事長は事業所側</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代議員 ・ 理事長は事業所側
連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険組合連合会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金基金連合会

健康保険組合と厚生年金基金による代行

	健康保険組合	費用	厚生年金基金	費用
受託者	医療機関		運用機関	
本体部分			再評価・インフレスライド部分（世代間移転部分）	17.35- （免除料率+4.3）
全国共通・基礎部分	介護保険		基礎年金拠出金	4.3%
代行部分	法定給付	平均約8.5%	報酬比例本体・免除料率	3.2-3.8
財政調整	老人保健拠出金（世代間移転部分） 退職医療制度拠出金（世代間移転部分）	保険料の約30% 保険料の約10%		
共同事業	高額医療交付金交付事業（再保険） 財政窮迫組合交付金交付事業	0.12%	保証事業（再保険）	一人300円
	法定外給付		企業年金	

社会保険代行機関のメリット・デメリット

- 1 . 労務政策機能
- 2 . 代行メリット
- 3 . 保険料チェック機能
- 4 . 小集団メリット
- 5 . 代行資産運用メリット

健康保険組合と厚生年金基金の可能性

- 1 . 代行機関からの脱却
- 2 . 被保険者の代理人
 - (1) 健康保険組合
保険者機能
 - (2) 厚生年金基金
確定給付年金と年金 A L M

社会保険改革の方向性

1 . 医療保障改革

(1) 擬似市場原理 (保険者間競争)

(2) ドイツ、英国の例 (PCGS)

2 . 年金改革

(1) 確定拠出・個人勘定、賦課方式の圧縮

(2) ドイツ、英国、スウェーデンの例

社会保険システムの革新

- 保険単位・保険者の見直し -

1．選択・競争型システム

(1) 職域・地域別の分立

(2) 保険者間の競争システムの導入

(3) 報酬比例部分の適用除外 (一定の水準を満たせば自由な設計)

2．参加型システム

(1) 財政統合

(2) 分権・参加型システム